

工事監理者のための

熊本県建築物中間検査マニュアル

令和3年（2021年）7月改訂版

（令和7年（2025年）4月一部改訂（手数料））

【令和3年（2021年）8月1日から適用】

熊本県土木部建築住宅局 建築課

熊本市都市建設局都市政策部 建築指導課

八代市建設部 建築指導課

天草市建設部 建築課

目次

I	中間検査について	P.2
II	対象建築物、特定工程等	P.2
III	申請手続き	P.4
	1. 手続きフロー	
	2. 中間検査の申請前の準備等	
	3. 申請書の様式及び添付書類	
	4. 手数料	
IV	中間検査に関する留意事項	P.10
V	中間検査の対象判断等の例	P.11
	関連様式等	各種
	1. 中間検査申請書様式	
	2. 中間検査申請書第四面の記載例	
	3. 中間検査チェックシート	
	4. 軽微な変更説明書（中間検査の申請前までに把握分）	
	5. 中間検査申請手数料の算定シート	
	参考資料	各種
	1. 建築基準法・同施行令・同施行規則（抜粋）	
	2. 中間検査指定に関する県・3市の告示（熊本県、熊本市、八代市、天草市）	
	3. 熊本県内特定行政庁建築確認窓口一覧	

本マニュアルのほか、次の書籍等も参考にしてください。

- 建築構造審査・検査要領 実務編 検査マニュアル 2012年版
【日本建築行政会議編集、(一財)建築行政情報センター発行】におけるP.27～
- 建築構造審査・検査要領 -確認審査等に関する指針- 2016年版
【日本建築行政会議編集、(一財)建築行政情報センター発行】におけるP.297～

その他、国交省からの通知等も参考にしてください。

- 工事監理ガイドラインの策定について
(平成21年9月1日国土交通省住宅局建築指導課長事務連絡)
- 賃貸共同住宅に係る工事監理ガイドラインの策定について
(令和元年10月1日国住指第1897号国土交通省住宅局建築指導課長通知)

I 中間検査について

中間検査は、建築基準法第7条の3及び第7条の4の規定に基づき、対象建築物が特定工程に係る工事を終えたときに行われるものです。

なお、建築主が国の機関の長等（国、都道府県、建築主事を置く市町村など、計画通知）の場合は、同法第18条第19項から第22項までの規定が適用されます。

II 対象建築物、特定工程等

特定工程は、同法第7条の3第1項1号に基づくもの（法で指定するもの）と同項第2号に基づくもの（特定行政庁が告示で指定するもの）があります。

特定行政庁である熊本県、熊本市、八代市及び天草市では、それぞれ特定工程を指定しています。

項目\区分	法で指定するもの 【第1号】	特定行政庁（熊本県、熊本市、八代市、天草市）が 告示で指定するもの 【第2号】
指定区域	全国	熊本県全域
指定期間	—	令和3年（2021年）8月1日から5年間 ※R3.8.1以降に確認申請（計画変更を除く。） を受付した物件が対象となります。
対象となる建築 種別や階数等	新築、増築又は改築に係る部分の階数が3以上	
対象となる 構造・用途等	鉄筋コンクリート造等のうち 共同住宅（共同住宅の用途を 一部有する一の建築物も含む）で、 後述の特定工程がある場合	木造又は鉄骨造（混構造を含む）のうち 長屋又は共同住宅（これらの用途を一部有する 一の建築物も含む）で、後述の特定工程がある場合
		鉄筋コンクリート造等のうち 法別表第1い欄（1）項から（4）項までに掲げる 特殊建築物（これらの用途を一部有する一の建築物を含む。 なお、共同住宅を除く）で、後述の特定工程がある場合
指定する 特定工程	2階の床及びこれを 支持するはりの配筋工事 （当該配筋工事を現場で 行わないものは、 2階の床版及び これを支持するはりの 取付工事）	【木造】屋根の小屋組工事及び構造耐力上主要な軸組工事 （枠組壁工法、木質プレハブ工法などは耐力壁の工事） 【鉄骨造】1階の鉄骨その他の構造部材の建て方工事 【鉄筋コンクリート造等】2階の床及びはりの配筋工事 （当該配筋工事を現場で行わないものは、2階の床版 及びこれを支持するはりの取付工事）
建築物が2以上 ある場合又は 工区分けした場合	全工区において、中間検査が必要 （複数回の中間検査申請を行う）	初めて特定工程に係る工事を行った建築物又は 工区の工事の工程のみ （混構造の場合も同様に適用する）
法第18条 計画通知	対象	対象外
法第85条第5項 仮設建築物		
法第68条の20 認証型式部材等		

※鉄筋コンクリート造等の解釈（建築構造審査・検査要領 実務編検査マニュアル2012年版P29から引用）

鉄筋コンクリート造（壁式RC造、壁式ラーメンRC造を含む）、鉄骨鉄筋コンクリート造、補強コンクリートブロック造（2階の配筋の有無で判断）、組構造（2階の配筋の有無で判断）、プレストレストコンクリート造、鉄筋コンクリート組構造、プレキャストコンクリート部材などが対象になると解釈される。

【第2号：県・3市の告示】鉄筋コンクリート造等関連：指定の特殊建築物

熊本県・熊本市・八代市・天草市共通

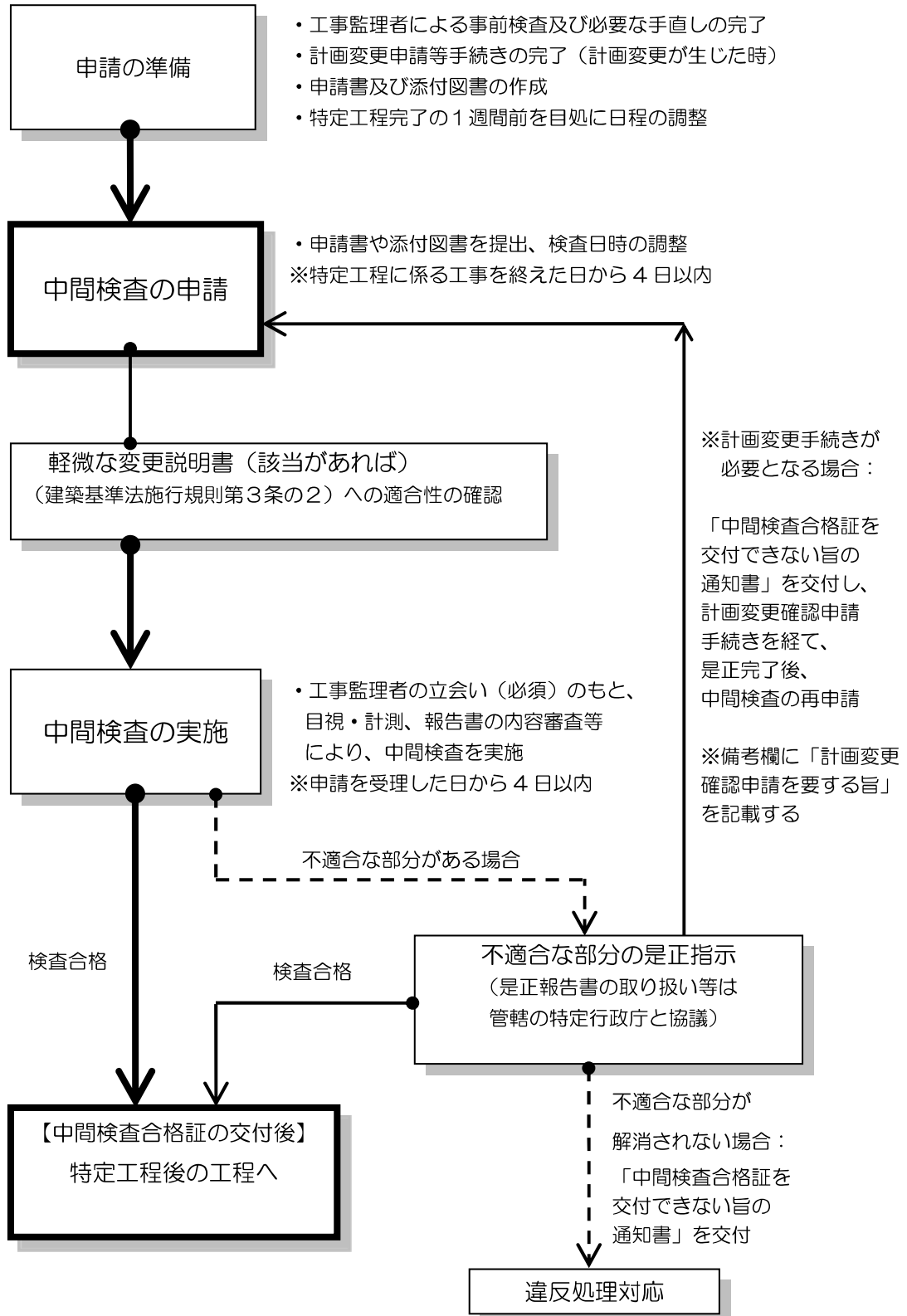
【参考】法別表第1（抜粋）

	(い)
(1)	劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂、集会場その他これらに類するもので政令で定めるもの
(2)	病院、診療所（患者の収容施設があるものに限る）、ホテル、旅館、下宿、共同住宅、寄宿舍その他これらに類するもので政令で定めるもの
(3)	学校、体育館その他これらに類するもので政令で定めるもの
(4)	百貨店、マーケット、展示場、キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、遊技場その他これらに類するもので政令で定めるもの

Ⅲ 申請手続き

1. 手続きフロー

なお、建築主が国の機関の長等（国、都道府県、建築主事を置く市町村など、計画通知）の場合は、同法第18条第19項から第22項までの規定が適用されますので、「申請」を「通知」と読み替えるなど適宜対応してください。



2. 中間検査の申請前の準備等

中間検査を申請する前に、必ず以下の項目についてご確認のうえ、必要な手続き等を行ってください。行われていない場合、中間検査を行うことができません。

(1) 工事監理者の選定が行われているか

建築基準法第5条の6第4項の規定等に基づく工事監理者の選定を必ず行ってください。確認申請時に未定としていた場合には、着工前に工事監理者の選定に関する届を提出してください。工事監理者が変更となった場合には、変更に関する届を提出してください。また、建築士法第24条の8の規定により、建築士事務所の開設者は、工事監理受託契約を締結したときは必要事項を記載した書面（工事監理契約書等）を委託者（建築主）に交付する必要があります。

(2) 計画の変更が行われているか

確認申請時と計画が変更されている場合、計画変更申請等の手続きが必要になります。中間検査は確認申請図書との照合を行いますので、変更等の手続きを速やかに行ってください。

(3) 事前に検査日程の調整が行われているか

申請書提出は特定工程終了後4日以内（法第7条の3第2項）となりますが、円滑な中間検査実施のために、特定工程終了前1週間を目処に検査日程の調整（特定行政庁や確認検査機関との事前相談等）を行ってください。

(4) 工事監理者による監理がなされ、必要な手直しが行われているか

中間検査に合格しなければ、特定工程後の工程に進むことができません。必ず事前に施工会社による社内検査や工事監理者による監理者検査を行い、建築基準関係規定に適合していることを確認してください。適合しない箇所がある場合は、検査までに必ず手直しを完了させてください。

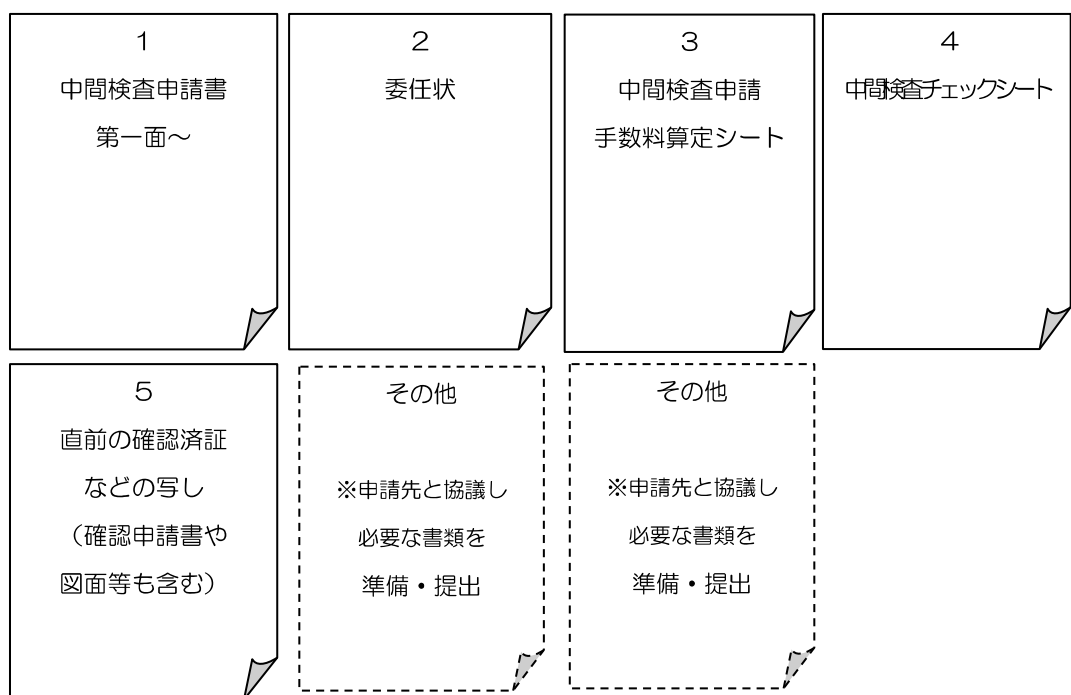
(5) 提出書類に不足はないか

申請時の提出書類は、次の「3. 申請書の様式及び添付書類」を参照のうえ、不足や不備のないようにご準備ください。不足や不備がある場合は、申請書を受理できないことがあります。

3. 申請書の様式及び添付書類

提出書類一覧

	提出書類	備 考
1	中間検査申請書 ☆	建築基準法施行規則第 26 号様式 ☆
2	委任状	代理者によって検査の申請を行う場合※ ¹
3	中間検査申請手数料算定シート	
4	中間検査チェックシート※ ²	【全体共通事項】及び該当する構造のもの
5	直前の確認済証などの写し※ ³ (確認申請書や函面等も含む)	直前の確認済証を交付した機関と、 中間検査の申請先が異なる場合
その他	申請先と協議し必要な書類を準備	



☆建築主が国の機関の長等（国、都道府県、建築主事を置く市町村など、計画通知）の場合は、「特定工程工事終了通知書：施行規則第 42 号の 17 様式」を使用してください。

※1 委任状には、委任者の押印をお願いします。

建築確認申請時において、中間検査申請も一括して同一の代理者に委任する旨の委任状を提出している場合には、その写し（コピー）を提出してください。

※2 中間検査チェックシートは、工事監理者がその責任において適正に工事監理を行っていることを確認するため添付するものです。正確に記入をお願いします。

※3 直前の確認済証を交付した機関と、中間検査の申請先が異なる場合に提出してください。

4. 手数料

(1) 中間検査等の手数料

① 中間検査手数料

中間検査を行う部分の床面積の合計に応じて、次の表のとおりとなります。
(熊本県、熊本市、八代市、天草市) 改定額 [R7.4.1~]

中間検査を行う部分の床面積の合計	手数料の額
30㎡以内のもの	22,000円
30㎡を超え100㎡以内のもの	27,000円
100㎡を超え200㎡以内のもの	37,000円
200㎡を超え500㎡以内のもの	48,000円
500㎡を超え1,000㎡以内のもの	74,000円
1,000㎡を超え2,000㎡以内のもの	99,000円
2,000㎡を超え10,000㎡以内のもの	221,000円
10,000㎡を超え50,000㎡以内のもの	333,000円
50,000㎡を超えるもの	611,000円

② 中間検査を受けた建築物の完了検査手数料

中間検査を受けない場合よりも減額され、次の表のとおりとなります。
(熊本県、熊本市、八代市、天草市) 改定額 [R7.4.1~]

完了検査を行う部分の床面積の合計	手数料の額
30㎡以内のもの	22,000円
30㎡を超え100㎡以内のもの	27,000円
100㎡を超え200㎡以内のもの	37,000円
200㎡を超え500㎡以内のもの	51,000円
500㎡を超え1,000㎡以内のもの	78,000円
1,000㎡を超え2,000㎡以内のもの	104,000円
2,000㎡を超え10,000㎡以内のもの	242,000円
10,000㎡を超え50,000㎡以内のもの	378,000円
50,000㎡を超えるもの	668,000円

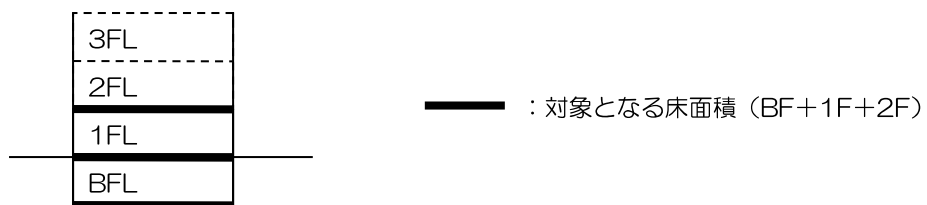
※指定確認検査機関へ提出する場合は、各機関へお問い合わせください

(2) 中間検査申請手数料の計算に際しての対象床面積の算定方法

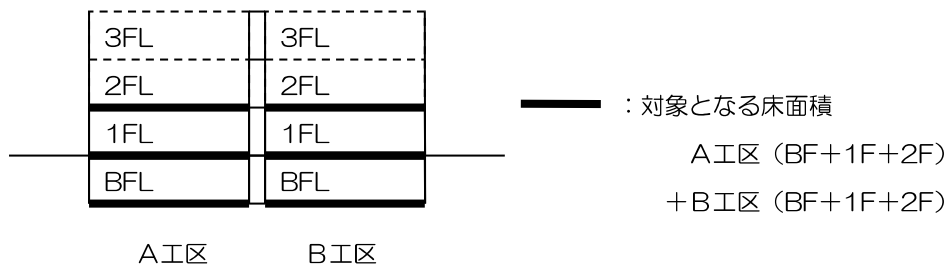
- ① 対象床面積は、「中間検査を行う部分の床面積の合計」となります。



- ② 地下がある場合

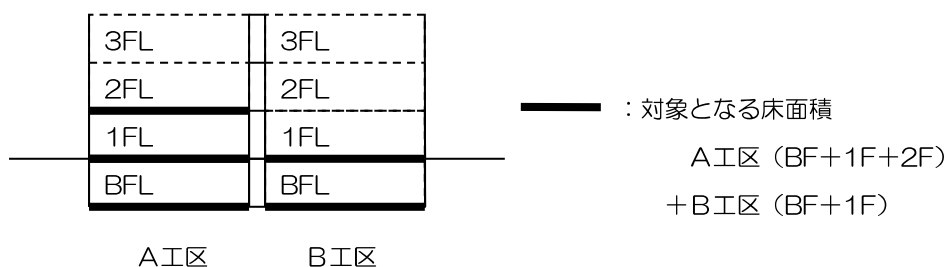


- ③ 2以上の工程が存在し、特定工程の到達時期が同時の場合



- ④ 2以上の工程が存在し、特定工程の到達時期が異なる場合（別棟の場合も同じ）
 （例：A工区は特定工程に到達済、B工区は1階の床まで終了）

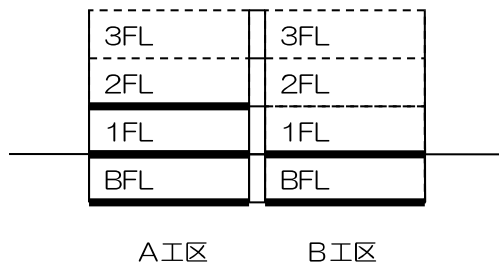
I 共同住宅以外の対象用途の場合 【県・3市の告示】



※B工区の2FLは検査を行わない

Ⅱ 共同住宅の場合 【法定】

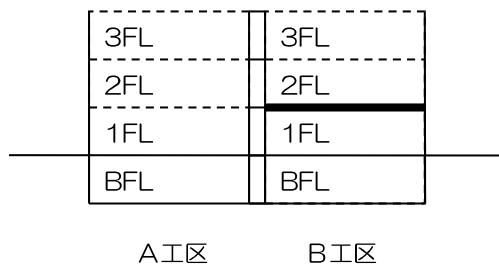
第1回目の検査申請



※RC造等の共同住宅の場合、中間検査申請を2回行う必要がある。

— : 対象となる床面積
A区 (BF+1F+2F)
+ B区 (BF+1F)

第2回目の検査申請



— : 対象となる床面積
B区 (2F)

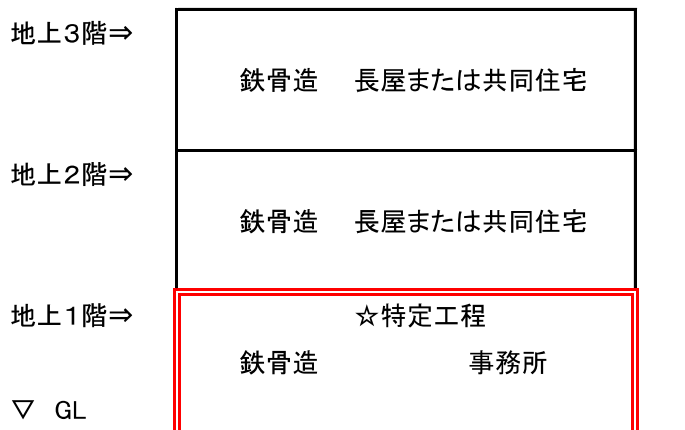
Ⅳ 中間検査に関する留意事項

- ◇ 検査は大きく分けて、既に施工された部分の目視出来ない部分の検査（書類検査）と、現場で行う目視検査です。
- ◇ 書類検査は、検査申請書第4面の工事監理の状況欄に記載された事項及びこれを補完する添付書類並びに工事監理者の検査報告、施工写真、杭工事の施工報告書、鋼材のミルシート、コンクリートの圧縮強度試験結果資料などによって行います。
- ◇ 目視検査は、目視・簡易な計測器等による測定又は動作確認その他の方法により、確認に要した図書のとおり実施されたものであるか確認を行います。
- ◇ 確認済証の交付以降に生じた計画変更については、計画変更の手続きを行ってください。
なお、建築基準法施行規則第3条の2（計画の変更に係る確認を要しない軽微な変更）の軽微な変更該当する場合は、中間検査申請時に軽微な変更説明書で報告してください。
- ◇ 検査の結果、建築基準関係規定に適合すると認められた時は、申請者に中間検査合格証を交付します。
不備がある場合は、是正が終了した後に中間検査合格証を交付します。なお、不備の内容によっては、計画変更の確認申請手続きを経て、再度中間検査を実施する場合があります。
- ◇ 中間検査合格証が交付されない限り、特定工程後の工程に関する工事はできません。
中間検査の申請漏れが無いように、かつ不合格とならないように、工程管理・工事監理に際してはご注意ください。

V 中間検査の対象判断等の例

■例01 図のようなビルを新築または改築する計画

⇒対象用途と非対象用途が混在するパターン



【条件設定：以下の諸元とした場合】

◎階数 3以上

◎構造 鉄骨造

◎用途 一の建築物として、
対象用途を一部有している
(鉄骨造で、長屋または共同住宅)

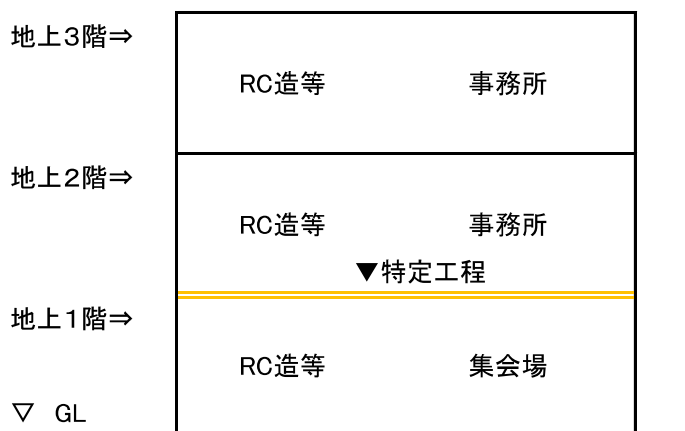
☆特定工程 1階の鉄骨その他の
構造部材の建て方がある

⇒中間検査の対象となります。

●考え方 【県・3市の告示】に該当します。

■例02 図のようなビルを新築または改築する計画

⇒対象用途と非対象用途が混在するパターン



【条件設定：以下の諸元とした場合】

◎階数 3以上

◎構造 RC造等

◎用途 一の建築物として、
対象用途を一部有している
(RC造等で、指定の特建用途)

▼特定工程 2階の床及びはりに関する
配筋やPC部材の取付け等がある

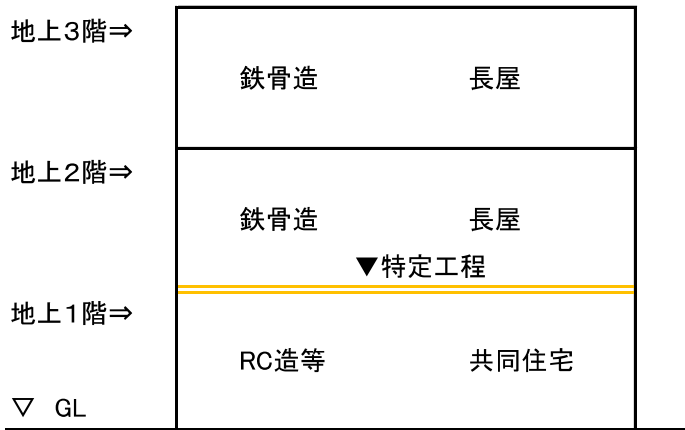
⇒中間検査の対象となります。

●考え方 【県・3市の告示】に該当します。

■例03 図のようなビルを新築または改築する計画

⇒混構造のパターン

【条件設定：以下の諸元とした場合】



◎階数 3以上

◎構造 鉄骨造 + RC造等

◎用途 すべて対象用途
(鉄骨造で長屋、またはRC造等で共同住宅)

▼特定工程 2階の床及びはりに関する配筋やPC部材の取付け等がある

⇒中間検査の対象となります。

●考え方

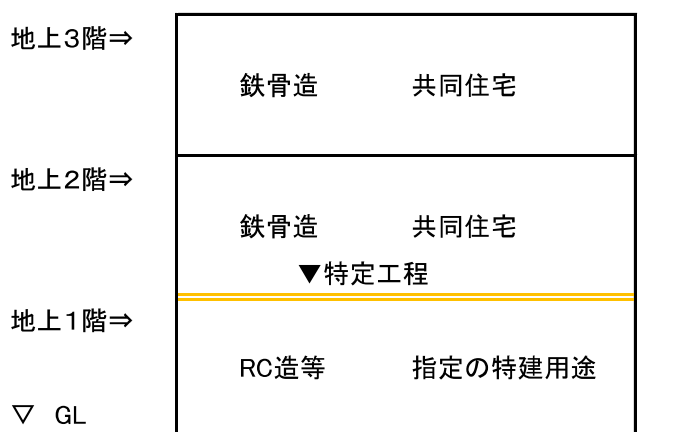
【法定】に該当します。

なお、「鉄骨造」の「1階の建て方」が無い場合、【県・3市の告示】は適用されません。

■例04 図のようなビルを新築または改築する計画

⇒混構造のパターン

【条件設定：以下の諸元とした場合】



◎階数 3以上

◎構造 鉄骨造 + RC造等

◎用途 すべて対象用途
(鉄骨造で共同住宅、またはRC造等で指定の特殊建築物の用途)

▼特定工程 2階の床及びはりに関する配筋やPC部材の取付け等がある

⇒中間検査の対象となります。

●考え方

【法定：3階以上、共同住宅の用途を有する、RC造等の特定工程がある】に該当し、

【県・3市の告示：3階以上、指定の特殊建築物の用途を有する、RC造等の特定工程がある】にも該当します。

なお、中間検査は、【法定】の「▼特定工程」のみを対象として行います。

■例05 図のようなビルを新築または改築する計画

⇒地上部分が2階までのパターン



●考え方 【法定】に該当します。

【条件設定:以下の諸元とした場合】

◎階数 地下1階、地上2階、全体では3以上

◎構造 RC造等

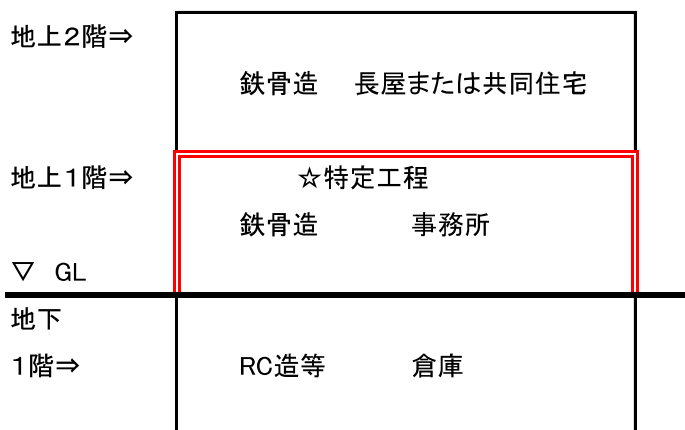
◎用途 一の建築物として、
対象用途を一部有している
(RC造等で、共同住宅)

▼特定工程 2階の床及びはりに関する
配筋やPC部材の取付け等がある

⇒中間検査の対象となります。

■例06 図のようなビルを新築または改築する計画

⇒地上部分が2階までのパターン



●考え方 【県・3市の告示】に該当します。

【条件設定:以下の諸元とした場合】

◎階数 地下1階、地上2階、全体では3以上

◎構造 鉄骨造 + RC造等

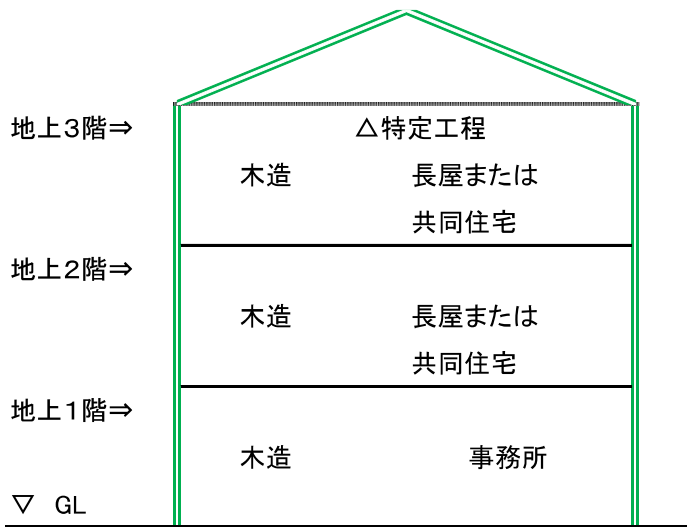
◎用途 一の建築物として、
対象用途を一部有している
(鉄骨造で、長屋または共同住宅)

☆特定工程 1階の鉄骨その他の
構造部材の建て方がある

⇒中間検査の対象となります。

■例07 図のようなビルを新築または改築する計画

⇒3階建て木造のパターン



【条件設定：以下の諸元とした場合】

◎階数 3以上

◎構造 木造

◎用途 一の建築物として、
対象用途を一部有している
(木造で、長屋または共同住宅)

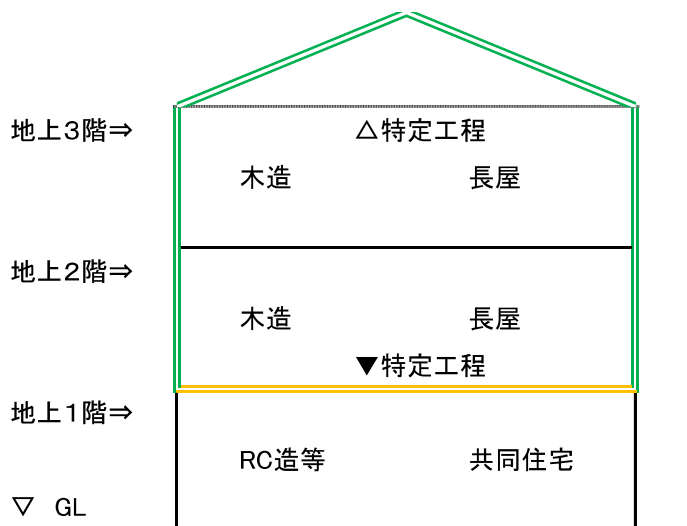
△特定工程 屋根の小屋組み及び
構造耐力上主要な軸組がある

⇒中間検査の対象となります。

●考え方 【県・3市の告示】に該当します。

■例08 図のようなビルを新築または改築する計画

⇒木造 + RC造等のパターン



【条件設定：以下の諸元とした場合】

◎階数 3以上

◎構造 木造 + RC造等

◎用途 すべて対象用途
(木造で長屋、または
RC造等で共同住宅)

△特定工程 木造に関して有り

▼特定工程 RC造等に関して有り

⇒中間検査の対象となります。

●考え方

【法定：3階以上、共同住宅の用途を有する、RC造等の特定工程がある】に該当し、

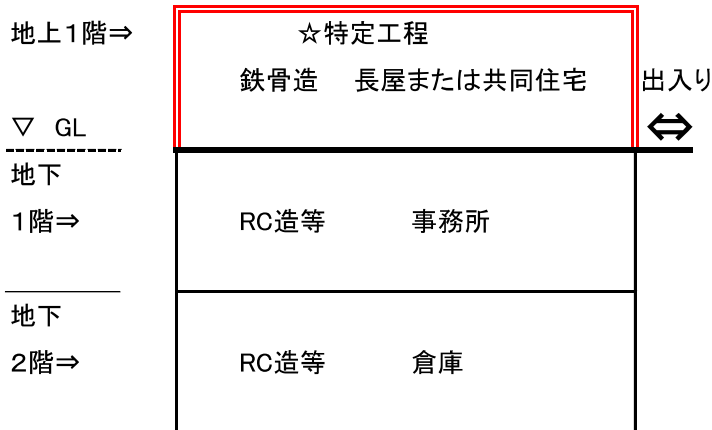
【県・3市の告示：3階以上、長屋の用途を有する、木造の特定工程がある】にも該当します。

なお、中間検査は、【法定】の「▼特定工程」のみを対象として行います。

■例09 図のようなビルを新築または改築する計画

⇒地上部分が1階までのパターン

【条件設定：以下の諸元とした場合】



◎階数 地下2階、地上1階、全体では3以上

◎構造 鉄骨造 + RC造等

◎用途 一の建築物として、
対象用途を一部有している
(鉄骨造で、長屋または共同住宅)

☆特定工程 1階の鉄骨その他の
構造部材の建て方がある

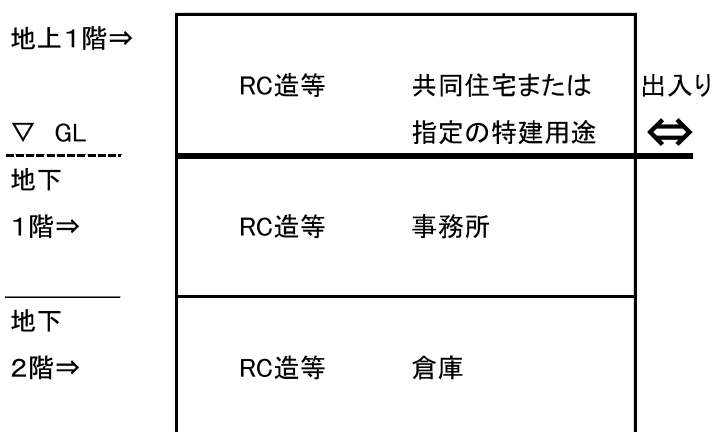
⇒中間検査の対象となります。

●考え方 【県・3市の告示】に該当します。

■例10 図のようなビルを新築または改築する計画

⇒地上部分が1階までのパターン

【条件設定：以下の諸元とした場合】



◎階数 地下2階、地上1階、全体では3以上

◎構造 RC造等

◎用途 一の建築物として、
対象用途を一部有している
(RC造等で共同住宅、または
RC造等で指定の特殊建築物)

※特定工程 該当なし

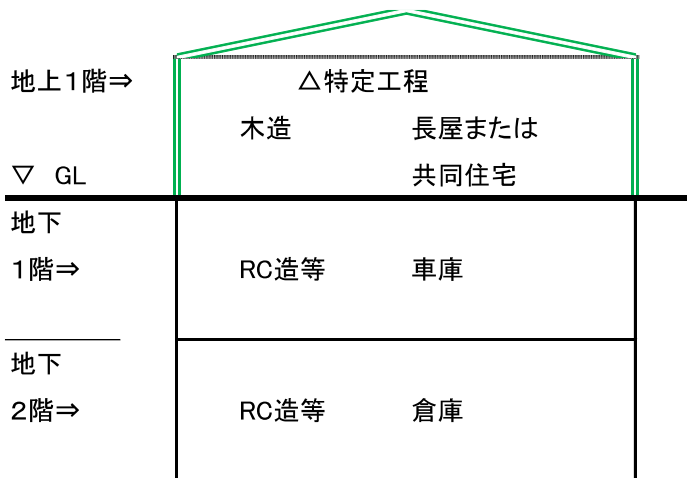
⇒中間検査の対象外です。

●考え方

【法定】について、2階の床及びはりに関する配筋やPC部材の取付け等がなく、
【県・3市の告示】についても、2階の床及びはりに関する配筋やPC部材の取付け等がないため
該当する特定工程がなく、中間検査は必要ありません。

■例11 図のようなビルを新築または改築する計画

⇒地上部分が1階までのパターン



●考え方 【県・3市の告示】に該当します。

【条件設定：以下の諸元とした場合】

◎階数 地下2階、地上1階、全体では3以上

◎構造 木造 + RC造等

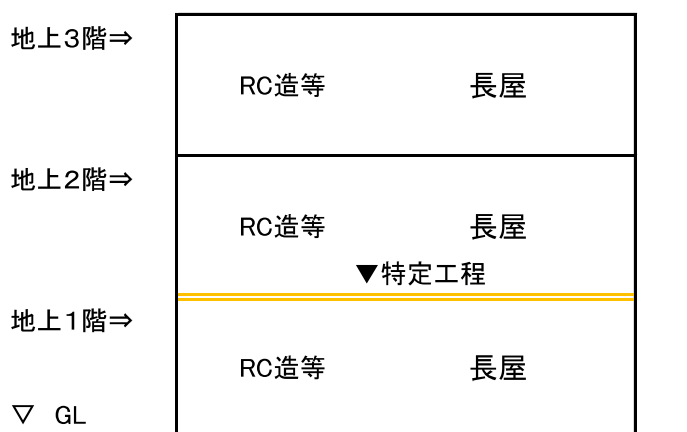
◎用途 一の建築物として、
対象用途を一部有している
(木造で、長屋または共同住宅)

△特定工程 屋根の小屋組み及び
構造耐力上主要な軸組がある

⇒中間検査の対象となります。

■例12 図のようなビルを新築または改築する計画

⇒対象となる用途が無いパターン



●考え方

【法定】について、共同住宅の用途がなく、
【県・3市の告示】についても、指定の特殊建築物の用途がないことから
中間検査の対象となる用途が存在しないため、中間検査は必要ありません。

【条件設定：以下の諸元とした場合】

◎階数 3以上

◎構造 RC造等

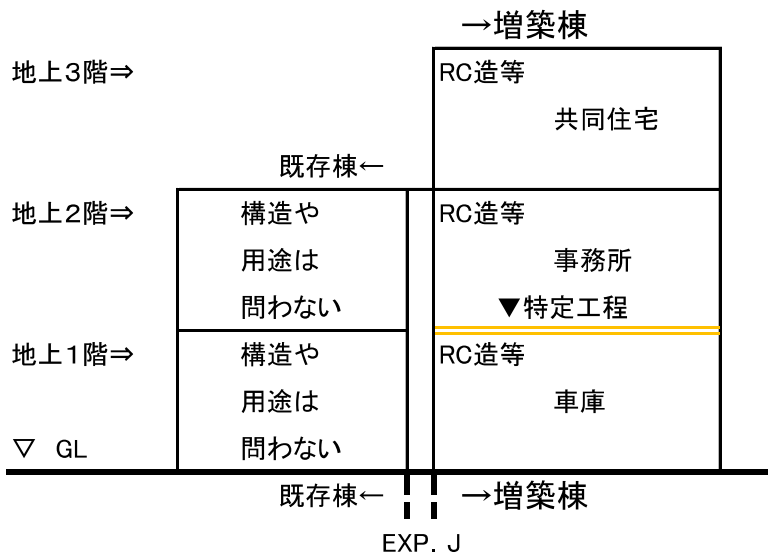
※用途 対象用途を有していない
(RC造等の場合は、共同住宅、または
指定の特殊建築物が対象用途)

▼特定工程 2階の床及びはりに関する
配筋やPC部材の取付け等がある

⇒中間検査の対象外です。

■例13 既存建築物に増築する計画

⇒EXP. Jにより、構造計画上は別棟で増築するパターン



【条件設定:増築棟を以下の諸元とした場合】

◎階数 3以上

◎構造 RC造等

◎用途 一の建築物として、
対象用途を一部有している
(RC造等で、共同住宅)

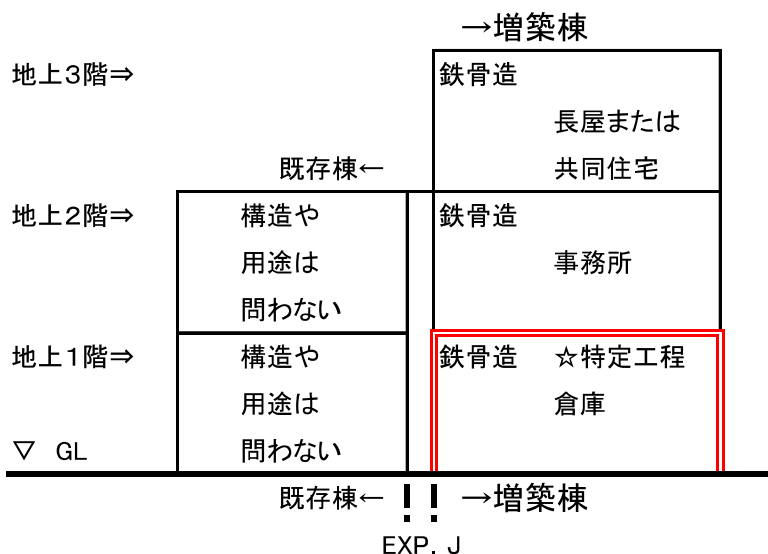
▼特定工程 2階の床及びはりに関する
配筋やPC部材の取付け等がある

⇒中間検査の対象となります。

●考え方 【法定】に該当します。

■例14 図のようなビルを新築または改築する計画

⇒EXP. Jにより、構造計画上は別棟で増築するパターン



【条件設定:増築棟を以下の諸元とした場合】

◎階数 3以上

◎構造 鉄骨造

◎用途 一の建築物として、
対象用途を一部有している
(鉄骨造で、長屋または共同住宅)

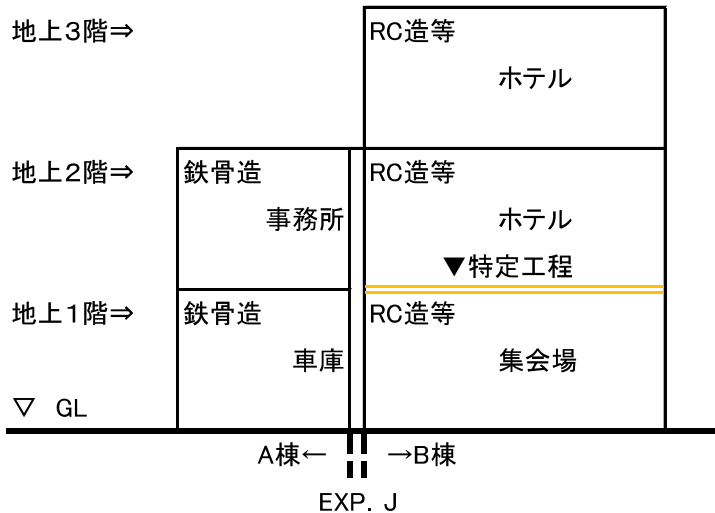
☆特定工程 1階の鉄骨その他の
構造部材の建て方がある

⇒中間検査の対象となります。

●考え方 【県・3市の告示】に該当します。

■例15 図のようなビルを新築または改築する計画

⇒EXP. Jにより、構造計画上は複数棟で構成されるパターン



【条件設定: 以下の諸元とした場合】

◎階数 3以上

◎構造 鉄骨造 + RC造等

◎用途 一の建築物として、
対象用途を一部有している
(RC造等で、指定の特殊建築物)

▼特定工程 2階の床及びはりに関する
配筋やPC部材の取付け等がある

⇒中間検査の対象となります。

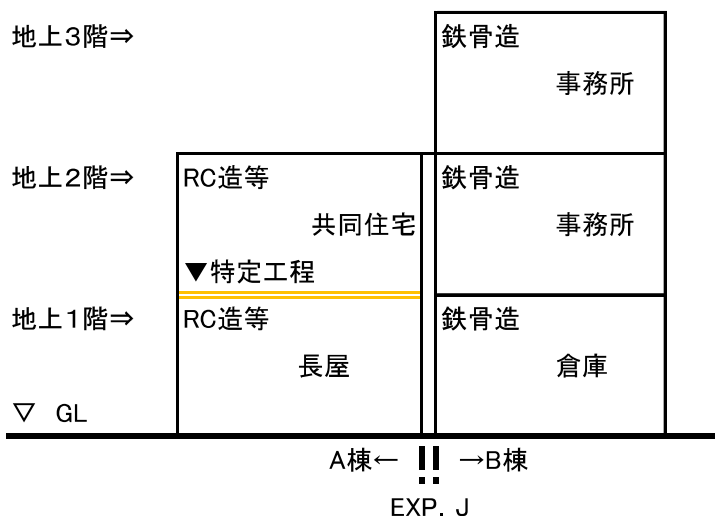
●考え方

【県・3市の告示】に該当します。

なお、「▼特定工程」の中間検査の際に、A棟についてもその時点で到達分まで検査を実施します。

■例16 図のようなビルを新築または改築する計画

⇒EXP. Jにより、構造計画上は複数棟で構成されるパターン



【条件設定: 以下の諸元とした場合】

◎階数 3以上

◎構造 RC造等 + 鉄骨造

◎用途 一の建築物として、
対象用途を一部有している
(RC造等で、共同住宅)

▼特定工程 2階の床及びはりに関する
配筋やPC部材の取付け等がある

⇒中間検査の対象となります。

●考え方

【法定】に該当します。

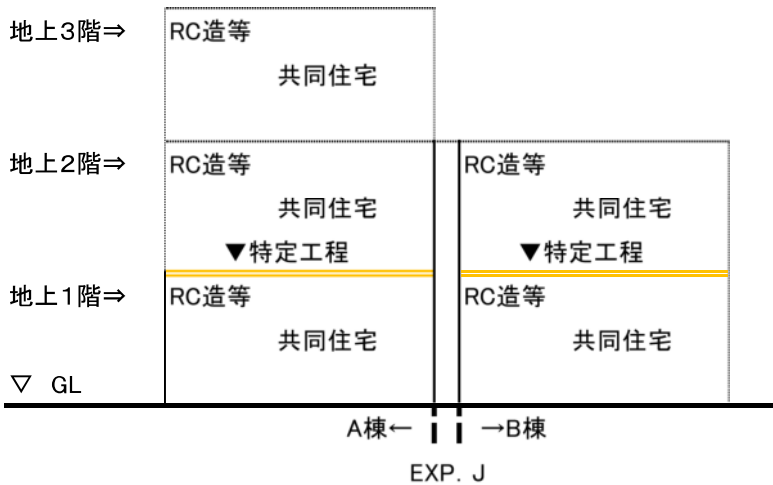
なお、「▼特定工程」の中間検査の際に、B棟についてもその時点で到達分まで検査を実施します。

■例17 図のようなビルを新築または改築する計画

⇒EXP. Jにより、構造計画上是複数棟で構成されるパターン

※同一フロアでは、A棟が先行するという前提とします。

【条件設定：以下の諸元とした場合】



◎階数 3以上

◎構造 RC造等

◎用途 すべて対象用途
(RC造等で、共同住宅)

▼特定工程 2階の床及びはりに関する
配筋やPC部材の取付け等がある

⇒中間検査の対象となります。

●考え方

【法定】に該当します。なお、法定のため

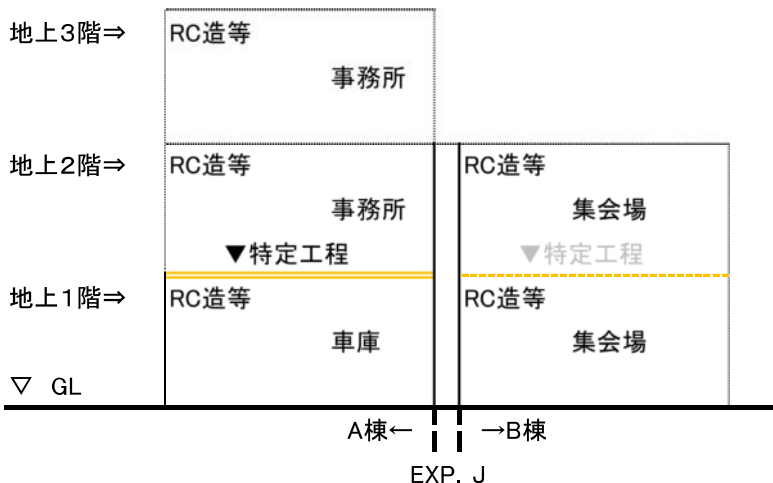
A棟の「▼特定工程」の中間検査の際に、B棟についてもその時点で到達分まで検査を実施し、その後、B棟が「▼特定工程」に到達した段階で、2回目の中間検査を実施します。

■例18 図のようなビルを新築または改築する計画

⇒EXP. Jにより、構造計画上是複数棟で構成されるパターン

※同一フロアでは、A棟が先行するという前提とします。

【条件設定：以下の諸元とした場合】



◎階数 3以上

◎構造 RC造等

◎用途 一の建築物として、
対象用途を一部有している
(RC造等で、指定の特殊建築物)

▼特定工程 2階の床及びはりに関する
配筋やPC部材の取付け等がある

⇒中間検査の対象となります。

●考え方

【県・3市の告示】に該当します。

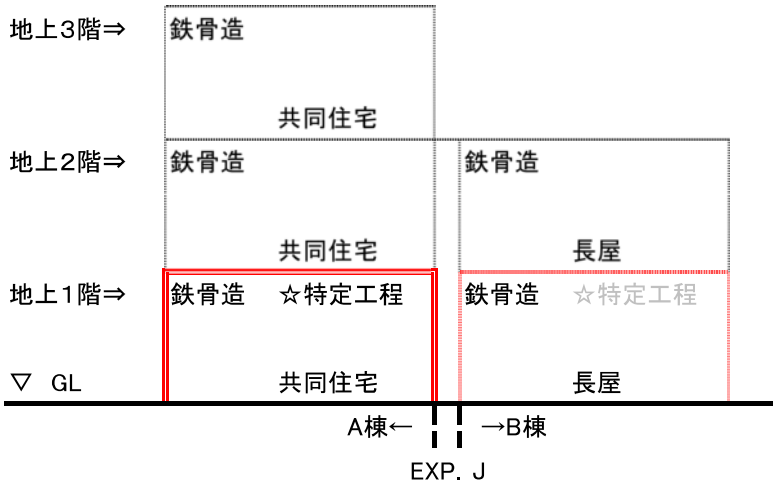
なお、A棟の「▼特定工程」の中間検査の際に、B棟についてもその時点で到達分まで検査を実施しますが、B棟は法定ではないため、その後、B棟が「▼特定工程」に到達しても、2回目の中間検査は実施しません。

■例19 図のようなビルを新築または改築する計画

⇒EXP. Jにより、構造計画上は複数棟で構成されるパターン

※同一フロアでは、A棟が先行するという前提とします。

【条件設定：以下の諸元とした場合】



◎階数 3以上

◎構造 鉄骨造

◎用途 一の建築物として、
対象用途を一部有している
(鉄骨造で、長屋または共同住宅)

☆特定工程 1階の鉄骨その他の
構造部材の建て方がある

⇒中間検査の対象となります。

●考え方

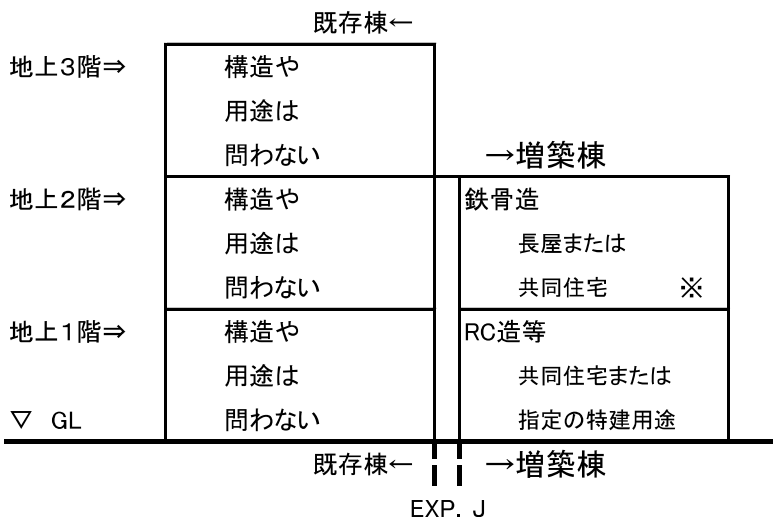
【県・3市の告示】に該当します。

なお、A棟の「☆特定工程」の中間検査の際に、B棟についてもその時点で到達分まで検査を実施しますが、B棟は法定ではないため、その後、B棟が「☆特定工程」に到達しても、2回目の中間検査は実施しません。

■例20 既存建築物に増築する計画

⇒増築棟における特定工程の有無などが焦点

【条件設定：増築棟を以下の諸元とした場合】



◎階数 3以上

◎構造 RC造等や鉄骨造

◎用途 一の建築物として、
対象用途を一部有している
(鉄骨造で長屋または共同住宅、または
RC造等で共同住宅または指定の特殊建築物)

※特定工程 なし(2階の床をデッキPLと
鉄骨梁で構成するケース)

⇒中間検査の対象外です。

●考え方

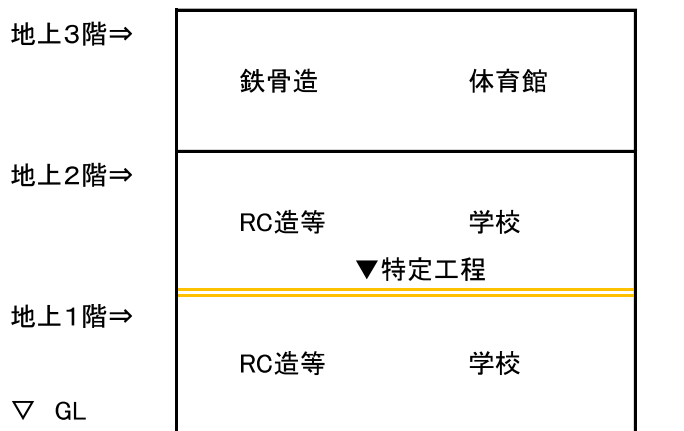
【法定】について、2階の床及びはりに関する配筋やPC部材の取付け等がなく、

【県・3市の告示】についても、2階の床及びはりに関する配筋やPC部材の取付け等や1階の鉄骨その他の構造部材の建て方がないため、中間検査は必要ありません。

■例21 図のようなビルを新築または改築する計画

⇒建築基準法第18条第2項の計画通知の場合

【条件設定：以下の諸元とした場合】



◎階数 3以上

◎構造 RC造等 + 鉄骨造

◎用途 一の建築物として、
対象用途を一部有している
(RC造等で、指定の特殊建築物)

▼特定工程 2階の床及びはりに関する
配筋やPC部材の取付け等がある

●考え方

【法定】について、共同住宅の用途がありませんが、

【県・3市の告示】については、中間検査の対象要件に該当します。

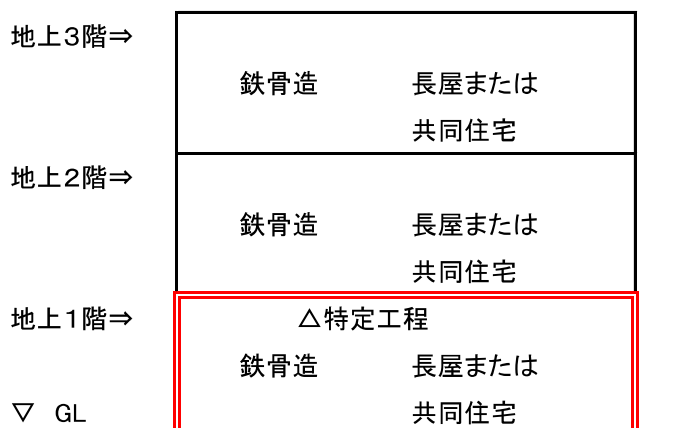
しかし、【同告示】6の適用除外の規定により、中間検査の対象外になります。

⇒中間検査の対象外です。

■例22 図のようなビルを新築または改築する計画

⇒建築基準法第68条の20が適用される
認証型式部材等及び所定の仕様で建設

【条件設定：以下の諸元とした場合】



◎階数 3以上

◎構造 鉄骨造

◎用途 すべて該当
(鉄骨造で、長屋または共同住宅)

△特定工程 1階の鉄骨その他の
構造部材の建て方がある
(認証型式部材等及び所定の仕様で建設)

●考え方

【法定】について、RC造等に該当する構造ではありませんが、

【県・3市の告示】については、中間検査の対象要件に該当します。

しかし、【同告示】6の適用除外の規定により、中間検査の対象外になります。

⇒中間検査の対象外です。